

平成25年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(第 I 期基本計画関連分)

平成26年10月20日
内閣府統計委員会

はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務省が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べるかを含め、毎年度審議を実施している。

この法施行状況に関する審議は、法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の着実な推進を図る重要な役割も担っている。

基本計画は、統計分野における5か年計画ともいえるもので、平成21年3月13日に初めて閣議決定された（以下「第Ⅰ期基本計画」という。）。第Ⅰ期基本計画策定後、この5年間に、経済構造統計（経済センサス）の整備、国民経済計算と一次統計等との連携強化の推進、事業所母集団データベースの作成、統計データの有効活用の推進等、公的統計の整備は着実に進められてきた。

今年度における法施行状況に関する審議は、第Ⅰ期基本計画の最終年度である平成25年度の取組が対象である。ただし、第Ⅰ期基本計画の取組状況については、過去の施行状況審議において網羅的に精査を行い、その結果に基づき必要と考えられる今後の取組事項は、既に平成26年4月から取組が始まっている新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に反映されている。したがって、今年度における法施行状況審議では、詳細に確認を行うべき事項を絞り込んだ上で集中的に審議を行うとともに、第Ⅱ期基本計画の取組に当たって留意すべき点等を示すこととした。

本報告書は、こうした今年度の統計委員会における法施行状況審議の結果を取りまとめたものである。「本編」と「資料編」の2編構成となっており、「本編」では、検討の経緯や基本計画部会における審議結果等を概括している。また、「資料編」には、基本計画部会の審議で使用された資料を添付している。

なお、今年度における法施行状況審議では、上記の審議のほか、第Ⅱ期基本計画で新たに加えられた事項のうち、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心にその見直し状況等の確認を行うことなども予定している。この関係の審議については、平成26年度後半に実施し、その結果は、別途取りまとめることとしている。

目 次

【本編】

I 検討の経緯等

1 検討の経緯	3
2 今回の審議の特徴	3
3 審議の進め方	3
4 審議経過	4

II 審議結果

1 国民経済計算の整備	5
（1）審議の対象とした背景	5
（2）審議の内容、評価等	5
2 行政記録情報等の活用	8
（1）審議の対象とした背景	8
（2）審議の内容、評価等	8
（3）今後の対応	10

【資料編】

（資料1）平成25年度統計法施行状況に関する審議の進め方について （平成26年6月16日基本計画部会決定）	13
（資料2）平成25年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項 （平成26年7月14日基本計画部会決定）	16
（資料3）平成25年度統計法施行状況－国民経済計算関連の取組－ （平成26年8月5日基本計画部会資料）	22
（資料4）平成25年度統計法施行状況報告に対する委員からの御意見について （平成26年8月5日基本計画部会資料）	34
（資料5）オーダーメイド集計値による税務データの経済統計への活用可能性 について（平成26年8月5日基本計画部会資料）	35
（資料6）行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査 （平成26年8月5日基本計画部会資料）	55
（資料7）行政記録情報等の活用（平成26年9月10日基本計画部会資料）	56
（資料8）税務データについて（平成26年9月10日基本計画部会資料）	59
（資料9）国の統計予算と統計職員数の推移（平成16～26年度） （平成26年8月5日基本計画部会資料）	62
（資料10）統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）	64

【参考URL】

- （1）平成25年度 統計法施行状況報告（平成26年6月16日総務省）
<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm>
- （2）基本計画部会の審議状況（第49回～第52回）
<<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>>

【本 編】

I 検討の経緯等

1 検討の経緯

総務大臣は、法第55条第1項の規定に基づき、この法の施行に関して各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度、その報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。この報告を受けた統計委員会は、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べるができることとなっている。

平成25年度の法施行状況については、平成26年6月16日に開催された第76回統計委員会において総務大臣から報告された。この報告を受け、統計委員会は、直ちに基本計画部会に付託して、審議を開始した。

2 今年度の審議の対象

今年度の審議は、平成26年4月から第Ⅱ期基本計画が始まっている中で行われた。それに伴い、その審議対象として、従前行ってきた第Ⅰ期基本計画に掲げる施策の取組状況の評価の他に、第Ⅱ期基本計画において新たに統計委員会が実施することとされた事項が加えられた。新しく盛り込まれた事項は、具体的には次の4点である。

- ①これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況等を確認すること
- ②統計委員会の答申に示した「今後の課題」に係る対応状況をフォローアップすること
- ③統計調査の実施現場の現状を把握するため実情視察を行い、統計委員会の審議に活用すること
- ④府省横断的な統計上の課題に関する研究や学会等との連携強化方策について検討し、取組の推進を図ること

3 審議の進め方

審議は、「平成25年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について」（平成26年6月16日基本計画部会決定）（資料1参照）に沿って、以下の通り行った。

第Ⅰ期基本計画の取組状況については、平成24年度及び平成25年度の審議において網羅的に精査し、その審議結果を反映した第Ⅱ期基本計画の取組は既に開始されている。したがって、今年度の審議においては、審議事項を、平成24年度法施行状況に関する審議結果^(注)のうち、①平成25年度末までに実施予定とした事項及び②第Ⅱ期基本計画期間に継続実施が見込まれるとした事項に絞った。さらに、委員の意見を踏まえ、①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化、②行政記録情報等の活用に係る事項を選択し、基本計画部会において関係府省に説明を求め、集中的に審議することとした。加えて、統計リソースの確保及び有効活用については、詳細な情報提供を求めることとした。

(注)「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果（平成25年10月9日内閣府統計委員会）」の他、それをまとめるために開催した基本計画部会及びワーキンググループにおける審議の結果を含む。

第Ⅱ期基本計画において新たに加わった審議事項のうち、前項①及び②については、年度後半に審議する予定である。なお、③については、個々の諮問審議に合わせて実施し、④については、統計委員会担当室が行う委託研究等、統計委員会に関する個々の取組を通じて随時進めるなど、効率的に取り組む予定である。

4 審議経過

基本計画部会において、関係府省からの説明と質疑応答を踏まえて審議を行い、最終的に統計委員会として、審議結果報告書を決定した。

(表 第Ⅰ期基本計画における事項名と各府省に説明を求めた事項の対応)

第Ⅰ期基本計画における事項名	各府省に説明を求めた事項	説明を求めた府省
国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	国民経済計算の整備	内閣府、総務省
行政記録情報等の活用		
行政記録情報等の活用に関する環境整備	行政記録情報等の活用全般（実態調査）	総務省、農林水産省、国土交通省
行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査（税務データの活用）	財務省、経済産業省
統計リソースの確保及び有効活用	統計リソースの確保及び有効活用	総務省

< 今回の審議経過 >

平成26年

- 6月16日 第76回統計委員会において、総務大臣から統計委員会に対し、「平成25年度統計法施行状況報告」を提出。第49回基本計画部会において審議の進め方を決定
- 7月14日 第50回基本計画部会において、「平成25年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項」を決定
- 8月5日 第51回基本計画部会において、各府省ヒアリングを実施（国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化、行政記録情報等の活用、統計リソースの確保及び有効活用）
- 9月10日 第52回基本計画部会において、各府省ヒアリング（行政記録情報等の活用）を実施、平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書骨子案を決定
- 10月20日 第53回基本計画部会において、平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案をとりまとめ。第80回統計委員会において、平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書を決定。委員会終了後、当該報告書を公表。

(注) 基本計画部会での議事の詳細は、統計委員会ホームページにおいて議事概要、議事録を参照されたい (<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>)。

II 審議結果

前項 I のような経緯から、今年度は、①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化及び②行政記録情報等の活用に係る取組を選択し、集中的に審議した。その審議結果は、以下のとおりである。

1 国民経済計算の整備

(1) 審議の対象とした背景

国民経済計算（以下「SNA」という。）は、一国全体の経済状況を鳥瞰する上で重要というだけでなく、統計体系における中心的な役割を有している。第 I 期基本計画では、SNA の整備と一次統計等との連携強化や、平成28年経済センサスー活動調査の実施までに産業関連統計の体系的整備に取り組むこと、三面推計による精度向上等多くの課題が掲げられた。

これらの課題の平成25年度における進捗状況を掲載した法施行状況報告においては、内閣府経済社会総合研究所からは、国民経済計算次回基準改定に関する研究会において検討中であるとの報告が多くみられた。また、産業連関表作成府省庁からは、産業連関表の作成過程での利用を踏まえた要望を経済センサス実施部局に対して提出したといった報告がなされた。

平成25年度に取り組んだ課題の多くは、第 II 期基本計画に引き継がれ、様々な取組が継続的に行われているところである。そうした課題への今後の取組をより確実なものにすると同時に、国民への説明責任を果たすという観点からも、平成25年度における検討状況と今後の方向性の詳細な内容について、具体的な説明を求めることとした。すなわち、i)平成24年経済センサスー活動調査の利用等、ii)供給・使用表（Supply-Use-Table、以下「SUT」という。）の枠組みの下での推計精度の向上、iii)生産側、分配側四半期速報の開発、iv)建設部門産出額の推計方法の見直し、v)産業連関表と一次統計の連携、という5事項に関して確認を行った。

(2) 審議の内容、評価等

ア 平成24年経済センサスー活動調査の利用等

平成24年経済センサスー活動調査を活用することによって、SNA の推計精度向上が期待される場所、SNA 推計における活用状況等は以下のとおりであることを確認し、妥当であると判断した。

- ① 平成24年経済センサスー活動調査の結果は、その年に調査が実施されなかった工業統計の代わりとして製造業部門の推計に利用された。次回実施される平成28年経済センサスー活動調査結果は、調査実施時期の関係から、SNA 確報推計には利用できないため、経済産業省生産動態統計等によるいわゆる「代替推計」を全面的に用いることとなる。その推計精度の向上に関する検討は、平成26年度以降進めているところであり、引き続き取り組んで行く方針である。
- ② サービス部門を含めた平成24年経済センサスー活動調査の結果は、平成23年産業連関表の作成に活用され、その精度向上を通じて、SNA 次回基準改定において、SNA の推計精度向上につながることを期待されている。

イ 供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上

SNAにおいては、生産側 GDP と支出側 GDP との間で、それぞれの推計方法の違いや基礎統計の違いから「統計上の不突合」が発生しているが、その発生要因を分析し、SNA の推計方法の改善、精度の向上につなげていくことが大きな課題である。これに関して、内閣府経済社会総合研究所から現在の取組状況と今後の方針について以下のとおりであることを確認し、妥当であると判断した。

- ① 「統計上の不突合」は、大別して、i)生産側 GDP と支出側 GDP の純輸出の乖離と、ii)生産側 GDP における付加価値法の「中間投入」と、支出側 GDP におけるコモディティフロー法の「中間需要」の乖離が要因。このうち、i)については、第Ⅱ期基本計画の課題として、今後取り組んでいく方針。
- ② ii)については、SUT の枠組みを活用して、財貨・サービスの品目別に、「中間投入」と「中間需要」のうち、より信頼できると判断できる計数を採用することとし、その判断が難しい場合には、両者の平均値を用いるという調整手法を検討中。今後、実装上の課題や、こうした調整手法をどのタイミングで実施するかについて検討を進める方針。

ウ 生産側、分配側四半期速報の開発

四半期速報の生産側、分配側への拡充に向けた取組に関しては、推計対象、推計手法、公表時の表章及び公表のタイミング等についての検討状況を確認した。そのうち、推計手法と公表のタイミング等の検討内容は以下のとおりである。

- ① 生産側（経済活動別）GDP の推計方法としては、ダブル・デフレーション法（産出額、投入額をそれぞれ実質化する方式）ではなく、まず実質産出額を求め、その動きから実質 GDP を推計するシングル・インディケーター法を採用することを主に検討している。分配側 GDP や家計可処分所得等の推計方法としては、構成項目別に基礎統計の利用可能性を踏まえた方法を検討している。
- ② 生産側、分配側 GDP の公表のタイミング等に関しては、第Ⅱ期基本計画に則り、「参考系列」との位置づけで、次回基準改定後、出来るだけ速やかに公表する方向。公表のタイミングは、支出側の四半期別 GDP 速報の二次速報値を公表した後のしかるべきタイミングを基本に検討している。

その公表に際しては、ユーザーが混乱しないように、コミュニケーションを十分に図る必要があることを指摘した。また、検討中の生産側、分配側の四半期三面推計の推計手法と推計結果等については、将来的には統計委員会の場で試算値を提示して議論をすることを要請した。

エ 建設部門産出額の推計方法の見直し

建設部門の産出額の推計方法の見直しについては、推計精度の向上という観点から取組状況を聴取した。現行では、産業連関表の計数を基にした基準年の建設部門産出額を、建設向けの資材投入と雇用者報酬等の動きで延長推計していたのに対し、次回基準改定以降は、産業連関表の推計でも用いられている基礎統計（建設総合統

計、建設工事施工統計) から得られる進捗ベースの工事費の動きにより延長推計する方式に変更するとの方針を確認し、妥当であると判断した。

オ 産業連関表と一次統計との連携

産業連関表と一次統計との連携については、産業連関表作成府省庁から経済センサス実施省へ出した要望内容とその回答状況について確認した。

要望事項は、i) 消費税の取扱いの統一等、ii) 事業別売上金額欄の細分化、iii) 物品賃貸に関する内訳の把握、iv) 研究開発費の把握である。このうち i) については、消費税込み、消費税抜きのチェック欄を設けることとなる見込みであるが、ii) ~ iv) については、報告者負担や地方公共団体の審査事務の観点から難しいとの回答を受けた。

それに関して、課題の実施が困難な状況にある場合には、その理由を十分に掘り下げて問題点を明らかにし、国民からみて分かりやすい議論を行い、今後の取組への検討材料とする必要があると指摘した。

2 行政記録情報等の活用

(1) 審議の対象とした背景

第 I 期基本計画においては、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減及び統計作成の簡素効率化等を図るため、行政記録情報等の活用が有効かつ重要な取組であると位置付けられている。

また、その具体的な取組として、i)行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査に係る検討、ii)行政記録情報等の調査の原則化、iii)保有機関における集計の活用、iv)行政記録情報等の活用に関する環境整備に大別して、8 事項の具体的な措置、方策等が掲げられている。

平成25年度法施行状況審議では、上記取組のうち、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）と税務データの特別集計の検証結果について集中的に審議した。

ア 実態調査について

平成25年度法施行状況報告においては、実態調査が実施された旨は確認できたものの、その詳細までは報告されていないため、詳細な確認を行った。

イ 税務データの特別集計結果について

税務データの活用については、平成23年度法施行状況審議において、国税庁から i)必要とされるデータを国税庁が有していること、ii)当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、iii)当該データが電子化されていること、iv)所要のコストを活用側が負担できることの4条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことから、税務データをオーダーメイドによって特別集計した税務データの経済センサスー活動調査への活用可能性について検証を行うこととされたものである。

平成25年度法施行状況報告では、両データの定義概念に整合性がとれないなどの理由から経済センサスー活動調査における欠測値推計や補完への活用は困難との結論に至ったものの、関係府省がそれぞれの所管統計の作成に当たって税務データの活用を検討するに際し、この検証結果の情報提供を積極的に行う旨の報告を受けた。

税務データは、行政記録情報のうち公的統計を作成するための情報源として最も高い可能性を有していると考えられており、今回の検証結果は、今後の税務データの活用可能性を考える上で重要であるため、詳細な確認を行った。

(2) 審議の内容、評価等

ア 実態調査について

平成25年度の実態調査の結果については、総務省から以下の2点が報告された。

- ① 行政記録情報等の活用が図られている統計調査は44件ある。そのうち、母集団情報の整備として活用しているものは26件、統計作成に活用しているものは25件、欠測値補完等に活用しているものは3件である。
- ② 活用が検討されている統計調査もあるが、固定資産課税台帳のように現行法令上は報告者の委任状が必要となっていることなどから、現状では活用は困難である。

また、総務省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、実態調査の充実等に向けた検討を行うとしているが、当該検討に当たっては、以下の3点について留意の上、取り組む必要がある。

- ① 行政記録情報等の統計作成への活用は、潜在的に様々なニーズがあると考えられる。したがって、継続的に実態調査を実施するとともに、活用件数に加え、活用するための条件や経緯などを整理すること。
- ② 行政記録情報等が活用できない場合、活用に向けて必要な条件を整理・検討すること。
- ③ 行政記録情報等の活用効果については、定量的なデータも含め可能な限り具体的に把握し、他の行政記録情報等の活用に関する検討材料とすること。

イ 税務データの特別集計結果について

特別集計された税務データを経済統計の欠測値等への推計や補完に活用する可能性については、国税庁及び経済産業省から、詳細な検証データに基づく以下の①～④の説明があり、その後の質疑を通じて、当該検証方法は平成23年度施行状況報告の審議に基づいたものであるものの、税務データの電子化等の現状から活用できるデータが限られていることもあり現時点での活用は困難であることはやむを得ないと判断した。

- ① 法人税の税務データにおいて、申告書の情報を基に全て電子化されている情報は、課税対象となる所得金額及び税額等である。所得金額は、当期利益から複数年にわたる税務調整を経た金額であり、経済統計が必要とする売上高とは概念が異なる。
- ② 各法人は、事業所の所在地とは異なる居住地などにおいても税務申告を行うことが可能であり、また、申告時の主業ベースで業種格付けが行われていることから、統計調査の地域別、産業別の定義とは齟齬が生じる可能性がある。
- ③ 税務データを売上高などの調査項目について地域別産業別数値の妥当性チェックや欠測値の補完などの審査基準として活用することは、欠損金の繰越控除といった税務上の調整を行うなどの推計作業が必要となり、前回の統計調査情報を用いて審査を行う従来の手法よりも非効率である。
- ④ 調査対象数が多い地域を選定して実施した今回の特別集計においても、地域別・産業別によっては秘匿扱いとなる箇所が一定程度存在しており、実用性が乏しい。

一方、税務データの活用については、利用上の制約はあるものの、報告者負担の軽減や統計作成の効率化という観点から、中長期的に実現を目指すべき重要な課題と考える。したがって、多面的に可能性を検討することや会社標本調査の活用可能性についての審議時における指摘も踏まえ、税務データの電子化の状況等に係る情報共有や、第Ⅱ期基本計画に掲げられている特別集計による税務データの活用余地の検討に引き続き取り組むことが必要と考える。

(3) 今後の対応

行政記録情報等の活用については、現在、40程度の統計調査において活用が図られているが、報告者負担の軽減や統計作成の効率化等の観点から、今後とも重要な取組である。

その活用の実現性は、税務データに代表されるように法令上の制約、電子化の状況がポイントとなる。そのため、(2)で指摘した実態調査の充実を図るとともに、府省間で活用事例を情報共有していくことに加え、活用可能性のある行政記録情報等の電子化の状況等を、当該行政記録等の保有機関の協力も得つつ情報共有していくことが重要である。

統計委員会としては、このような課題認識を共有し、今後の個別諮問審議において、行政記録情報等の活用可能性を重点的に検討するとともに、適宜情報共有を図る場を設けるなど所要の措置を講ずることとする。また、平成26年度以降の政府全体の行政記録等の活用について、毎年の法施行状況を通じて具体的な取組状況を確認していくことが重要である。